

身体障害者福祉法第 15 条

指定医師の手引

《 心臓機能障害編 》

平成 26 年 4 月認定基準改正対応

令和 6 年 5 月

静岡県健康福祉部障害福祉課

目 次

I	障害程度等級表解説	1
II	診断書・意見書の作成要領	6
III	診断書・意見書記載上の留意点	16
IV	疑義解釈	21

I 障害程度等級表解説

(1) 18歳以上の者の場合

等級	障害程度 / 認定基準
1級	<p>○心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの 等級表1級に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 次のいずれか2つ以上の所見があり、かつ、「安静時又は自己身の日常生活活動でも心不全症状、狭心症症状又は繰り返シアダムストークス発作が起こるもの」(診断書・意見書の「4 活動能力の程度(5)」)</p> <p>a 胸部エックス線所見で心胸比0.60以上のもの</p> <p>b 心電図で陳旧性心筋梗塞所見があるもの</p> <p>c 心電図で脚ブロック所見があるもの</p> <p>d 心電図で完全房室ブロック所見があるもの</p> <p>e 心電図で第2度以上の不完全房室ブロック所見があるもの</p> <p>f 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの</p> <p>g 心電図でS Tの低下が0.2mV以上の所見があるもの</p> <p>h 心電図で第I誘導、第II誘導及び胸部誘導(ただしV₁を除く。)のいずれかのTが逆転した所見があるもの</p> <p>イ ペースメーカー等(I C D(体内植え込み型除細動器)を含む。)を植え込み、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの(※)</p> <p>ウ 先天性疾患(18歳未満で発症した心疾患)によりペースメーカー等を植え込みしたもの</p> <p>エ 人工弁移植、弁置換を行ったもの</p> <p>オ 心臓移植後、抗免疫療法を必要とする期間中、1級として取り扱う。</p>
3級	<p>○心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの 等級表3級に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 上記のaからhまでのうちいずれかの所見があり、かつ、「家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし救急医療を繰り返し必要としているもの」(診断書・意見書の「4 活動能力の程度(4)」)</p> <p>イ ペースメーカー等を植え込み、家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの(※)</p>
4級	<p>○心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの 等級表4級に該当する障害は次のものをいう。</p> <p>ア 次のうちいずれかの所見があり、かつ、「家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの」(診断書・意見書の「4 活動能力の程度(3)」)</p>

<p>a 心電図で心房細動又は粗動所見があるもの</p> <p>b 心電図で期外収縮の所見が存続するもの</p> <p>c 心電図でS Tの低下が0.2mV未満の所見があるもの</p> <p>d 運動負荷心電図でS Tの低下が0.1mV以上の所見があるもの</p> <p>イ 臨床所見で部分的心臓浮腫があり、かつ、「家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの」(診断書・意見書の「4 活動能力の程度(2)」)</p> <p>ウ ペースメーカー等を植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの(※)</p>

※ ペースメーカー等（ICDを含む。）を植え込みした18歳以上の者の等級の判断

(1) 新規申請

ペースメーカーの適応度（*1）、身体活動能力（運動強度：メッツ）（*2）により判断する。

なお、身体活動能力と活動能力の程度は整合がとれていること。

等級	認定基準	将来再認定
1級	○自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの 次のいずれかに該当するものをいう。 ・ペースメーカーの適応度がクラスⅠの状態 ・ペースメーカーの適応度がクラスⅡ以下の状態で、身体活動能力が2メッツ未満	ペースメーカー等の植え込みから3年以内に再認定が必要
3級	○家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの ・ペースメーカーの適応度がクラスⅡ以下の状態で、身体活動能力が2以上4メッツ未満	
4級	○社会での日常生活活動が著しく制限されるもの ・ペースメーカーの適応度がクラスⅡ以下の状態で、身体活動能力が4メッツ以上	

注1) ペースメーカー等の植え込みから3年を経過した後に新規申請する場合は、「(2) 再認定申請」の基準を用いる。

注2) 先天性疾患（18歳未満で発症した心疾患）によりペースメーカー等を植え込みした者は、適応度、メッツ値にかかわらず1級認定（再認定は不要）

*1 日本循環器学会「不整脈の非薬物治療ガイドライン（2011年改訂版）」のエビデンスと推奨度のグレード

*2 身体活動能力を示す値（運動時の酸素消費量が、安静時の何倍に相当するかを示す運動強度の単位）。別に示す「身体活動能力表」をもとに判定する。

(2) 再認定申請

身体活動能力（運動強度：メッツ）により判断する。

なお、身体活動能力と活動能力の程度は整合がとれていること。

等級	認定基準	将来再認定
1 級	○自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの ・身体活動能力が2メッツ未満	原則不要
3 級	○家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの ・身体活動能力が2以上4メッツ未満	
4 級	○社会での日常生活活動が著しく制限されるもの ・身体活動能力が4メッツ以上	

(3) 再交付（等級変更）申請

手帳取得時に比較して障害程度に重大な変化が生じた場合

ア ペースメーカ等の植え込みから3年以内の場合

(1)の新規申請の場合と同様に取り扱う。

例：クラスⅡ・2以上4メッツ未満（3級） → クラスⅡ・2メッツ未満（1級。3年以内の再認定が必要）

イ ペースメーカ等の植え込みから3年より後の場合

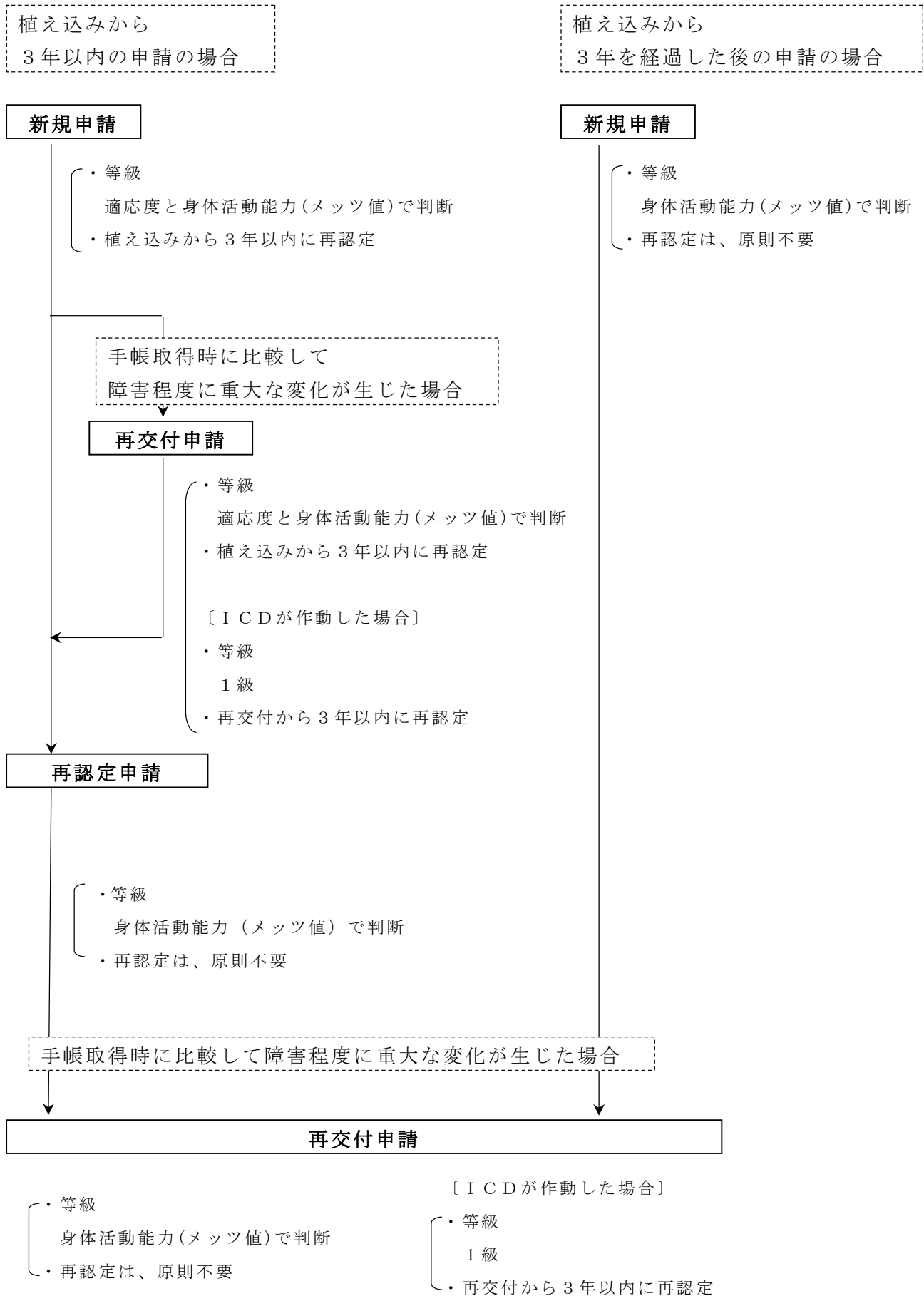
(2)の再認定申請の場合と同様に取り扱う。

例：2以上4メッツ未満（3級） → 2メッツ未満（1級。原則再認定不要）

《 ICDを植え込んだ場合の留意事項 》

手帳取得後にICDが作動した場合は、メッツ値にかかわらず1級（3年以内の再認定が必要）

ペースメーカー等（ICDを含む。）植え込みした者（18歳以上）の身体障害者手帳の申請手続き



(2) 18歳未満の者の場合

等級	障害程度 / 認定基準
1級	<p>○心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの 等級表1級に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 等級表1級に該当する障害は原則として、「重い心不全、低酸素血症、アダムスストークス発作又は狭心症発作で継続的医療を要するもの」（診断書・意見書の「3 養護の区分(5)」）で、次の所見（a～n）の項目のうち6項目以上が認められるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 著しい発育障害 b 心音・心雑音の異常 c 多呼吸又は呼吸困難 d 運動制限 e チアノーゼ f 肝腫大 g 浮腫 h 胸部エックス線で心胸比0.56以上のもの i 胸部エックス線で肺血流量増又は減があるもの j 胸部エックス線で肺静脈うっ血像があるもの k 心電図で心室負荷像があるもの l 心電図で心房負荷像があるもの m 心電図で病的な不整脈があるもの n 心電図で心筋障害像があるもの <p>イ ペースメーカー等（ICD（体内植え込み型除細動器）を含む。）を装着したもの</p> <p>ウ 人工弁移植、弁置換を行ったもの</p> <p>エ 心臓移植後、抗免疫療法を必要とする期間中は、1級として取り扱う。</p>
3級	<p>○心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの 等級表3級に該当する障害は、原則として、「継続的医療」（診断書・意見書の「3 養護の区分(4)」）を要し、上記の所見（a～n）の項目のうち5項目以上が認められるもの又は心エコー図、冠動脈造影で冠動脈の狭窄若しくは閉塞があるものをいう。</p>
4級	<p>○心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの 等級表4級に該当する障害は、原則として症状に応じて医療を要するか少なくとも1～3か月毎の間隔の観察を要し、上記の所見（a～n）の項目のうち4項目以上が認められるもの又は心エコー図、冠動脈造影で冠動脈瘤若しくは拡張があるものをいう。</p>

Ⅱ 診断書・意見書の作成要領

身体障害者診断書においては、疾患等により永続的に心臓機能の著しい低下のある状態について、その障害程度を認定するために必要な事項を記載する。診断書は障害認定の正確を期するため、児童のための「18歳未満用」と成人のための「18歳以上用」とに区分して作成する。併せて障害程度の認定に関する意見を付す。

1 障害名

「心臓機能障害」と記載する。

2 原因となった疾病・外傷名

原因疾患名はできる限り正確に書く。例えば、単に心臓弁膜症という記載にとどめず、種類のわかるものについては「僧帽弁狭窄兼閉鎖不全症」等と記載する。また、動脈硬化症の場合は「冠動脈硬化症」といった記載とする。

3 疾病・外傷発生日

疾病の場合又は発生日が不明の場合は、医療機関における初診日を記載する。

月日について不明の場合は、年の段階でとどめることとし、年が不明な場合は〇〇年頃と記載する。

4 参考となる経過・現症

傷病の発生から現状に至る経過及び現症について障害認定のうえで参考となる事項を摘記する。

障害固定又は確定（推定）の時期については、手術を含む治療の要否との関連をも考慮し記載する。

5 総合所見

経過及び現症からみて障害認定に必要な事項を摘記する。

将来再認定については、乳幼児期における診断又は手術等により障害程度に変化の予測される場合に時期等を記載する。

6 その他参考となる合併症状

複合障害の等級について総合認定する場合に必要となるので、他の障害（当該診断書に記載事項のないもの）についての概略を記載することが望ましい。

7 身体障害者福祉法第15条第3項の意見

該当すると思われる障害程度等級を参考として記載する。

なお、障害等級は知事が当該意見を参考とし、現症欄等の記載内容によって決定する。

8 心臓の機能障害の状況及び所見

(1) 臨床所見

臨床所見については、それぞれの項目について、有無いずれかに○印を付けること。その他の項目についても必ず記載すること。

(2) 胸部エックス線所見

胸部エックス線所見の略図は、丁寧に明確に書き、異常所見を記載する必要がある。心胸比は必ず算出して記載すること。

(3) 心電図所見

心電図所見については、それぞれの項目について、有無いずれかに○印を付けること。運動負荷を実施しない場合には、その旨を記載することが必要である。ST の低下については、その程度を何 mV と必ず記載すること。

(4) 心エコー図、冠動脈造影所見 (18 歳未満用)

乳幼児期における心臓機能障害の認定に重要な指標となるが、これを明記すること。

(5) 活動能力の程度 (18 歳以上用)

心臓機能障害の場合には、活動能力の程度の判定が障害程度の認定に最も重要な意味をもつので、診断書の作成に当たってはこの点を十分留意し、いずれか 1 つの該当項目を慎重に選ぶこと。

診断書の活動能力の程度と等級の関係は、次のとおりつくられているものである。
(ペースメーカー等、人工弁移植・弁置換の場合を除く。)

なお、「身体障害者福祉法第 15 条第 3 項の意見」は、「活動能力の程度」のみで判定するものではなく、認定基準に従って参考意見等級を記載すること。

- (1) …………… 非 該 当
- (2)・(3) …… 4 級相当
- (4) …………… 3 級相当
- (5) …………… 1 級相当

(6) 養護の区分 (18 歳未満用)

18 歳未満の場合は、養護の区分の判定が障害程度の認定に極めて重要な意味をもつので、この点に十分留意し、いずれか 1 つの該当項目を慎重に選ぶこと。

診断書の養護の区分と等級の関係は次のとおりである。

なお、「身体障害者福祉法第 15 条第 3 項の意見」は、「養護の区分」のみで判定するものではなく、認定基準に従って参考意見等級を記載すること。

- (1) …………… 非 該 当
- (2)・(3) …… 4 級相当
- (4) …………… 3 級相当
- (5) …………… 1 級相当

(7) ペースメーカー、弁置換等の有無 (18 歳以上用)

ペースメーカー等の植え込み又は人工弁移植、弁置換を行った場合は、それぞれの項目について、有無いずれかに○印を付けること。また、有の場合には手術年月日を記載すること。

(8) ペースメーカーの適応度 (18 歳以上用)

ペースメーカー等の植え込みを行った場合は、日本循環器学会「不整脈の非薬物治療ガイドライン (2011 年改訂版)」のエビデンスと推奨度のグレードで該当するものに○印を付けること。

(9) 身体活動能力 (18 歳以上用)

ペースメーカー等の植え込みを行った場合は、該当するメッツ値に○印を付けること。

メッツ値について、症状が重度から軽度の間で変動する場合は、症状がより重度の状態 (一番低いメッツ値) を用いる。

9 障害程度の認定について

- (1) 心臓機能障害の障害程度の認定は、原則として、活動能力の程度（18歳未満の場合は養護の区分）とこれを裏づける客観的所見とにより行うものである。
- (2) 心臓機能障害の認定においては、活動能力の程度（18歳未満の場合は養護の区分）が重要な意味をもつので、活動能力の程度判定の妥当性を検討する必要がある。
活動能力の程度又は養護の区分は、診断書全体からその妥当性が裏づけられていることが必要であり、活動能力の判定の根拠が、現症その他から納得しがたい場合には、診断書を作成した指定医に照会する等により慎重に検討したうえで認定することが望ましい。
- (3) 活動能力（18歳未満の場合は養護の区分）が(1)であっても、客観的な所見から、相当程度の心臓障害の存在が十分にうかがえるような場合には、機械的に非該当とせず、念のために活動能力を確認するなどの取扱いが望まれる。また、客観的所見がなく、活動能力（18歳未満の場合は養護の区分）が(2)～(5)とされている場合には、相互の関係を確認することが必要である。
- (4) 乳幼児に係る障害認定は、障害の程度を判定できる年齢（概ね満3歳）以降に行うことを適当とするが、先天性心臓障害については、3歳未満であっても治療によっても残存すると予想される程度をもって認定し、一定の時期に再認定を行うことは可能である。

10 身体活動能力（メッツ）の測定の参考資料

身体活動能力質問表 記入上の注意及び評価方法

○担当医師が身体活動能力質問表を見ながら**必ず問診してください。**

（この質問表はアンケート用紙ではありませんから、**患者さんには渡さないでください**）

○患者さんに問診し身体活動能力を判定する際には、以下の点にご注意ください。

- 1) 身体活動能力質問表とは、医師が患者に記載されている項目の身体活動が楽にできるかを問うことにより、心不全症状が出現する最小運動量をみつけ、Metsで表すものです。
- 2) これらの身体活動は必ず患者のペースではなく、**同年齢の健康な人と同じペースでできるか**を問診してください。
- 3) 「わからない」という回答はなるべく少なくなるように問診を繰り返してください。たとえば、患者さんが最近行ったことの無い運動でも、過去に行った経験があれば、今でもできそうか類推できることがあります。
- 4) 患者さんの答えが「はい」から「つらい」へ移行する問診項目については特に注意深く確認してください。**「つらい」という答えがはじめて現れた項目の運動量（Metsの値）が、症状が出現する最小運動量となり、その患者の身体活動能力指標（Specific Activity Scale:SAS）になります。**
- 5) 最小運動量の決め手となる身体活動の質問項目は、その心不全患者の症状を追跡するためのkey questionとなりますので、カルテに最小運動量(Mets数)と質問項目の番号を記載してください。

※key questionとは、身体活動能力の判別に役立つ質問項目です。質問項目の4、5、11、14がよく使われるkey questionです。

6) Mets 数に幅のある質問項目（質問 6～11、13～20）については、同じ質問項目で症状の強さが変化する場合には、0.5Mets の変動で対応してください。

7) 「少しつらい」場合でも「つらい」と判断してください。

（例）ぞうきんがけはできますか？

- ・この1週間で実際にぞうきんがけをしたことがあり、楽にできた。
 - ・この1週間にしたことはないが、今やっても楽にできそう。
 - ・ぞうきんがけをしてみたが、少しつらかった。
 - ・ぞうきんがけをしてみたが、つらかった。
 - ・できそうになかったので、ぞうきんがけはしなかった。
 - ・この1週間にしたことはないが、今の状態ではつらくてできそうにない。
 - ・ぞうきんがけをしばらくやっていないので、できるかどうかわからない。
 - ・ぞうきんがけをやったことがないので、できるかどうかわからない。
- } → はい
} → つらい
} → わからない

（初めての測定の場合）

「健康な人と同じ速度で平地を 100～200m 歩いても平気ですか。(3～4Mets)」という質問で初めて症状が認められた場合、質問 11 が key question となり、最小運動量である SAS は 3.5Mets と判定します。

（過去に測定していたことがある場合）

同じ 11 の質問項目で症状の強さが変化する場合、「つらいけど以前よりは楽」の場合は 4Mets に、「以前よりもつらい」場合は 3Mets として下さい。以前とは、前回の測定時のことを指します。

身体活動能力質問表
(Specific Activity Scale)

● 問診では、下記について質問してください。

(少しつらい、とてもつらいはどちらも「つらい」に○をしてください。わからないものには「？」に○をしてください)

- | | | | | |
|-----|--|----|-----|---|
| 1. | 夜、楽に眠れますか？ (1Met 以下) | はい | つらい | ？ |
| 2. | 横になっていると楽ですか？ (1Met 以下) | はい | つらい | ？ |
| 3. | 一人で食事や洗面ができますか？ (1.6Mets) | はい | つらい | ？ |
| 4. | トイレは一人で楽にできますか？ (2Mets) | はい | つらい | ？ |
| 5. | 着替えが一人でできますか？ (2Mets) | はい | つらい | ？ |
| 6. | 炊事や掃除ができますか？ (2～3Mets) | はい | つらい | ？ |
| 7. | 自分で布団を敷けますか？ (2～3Mets) | はい | つらい | ？ |
| 8. | ぞうきんがけはできますか？ (3～4Mets) | はい | つらい | ？ |
| 9. | シャワーを浴びても平気ですか？ (3～4Mets) | はい | つらい | ？ |
| 10. | ラジオ体操をしても平気ですか？ (3～4Mets) | はい | つらい | ？ |
| 11. | 健康な人と同じ速度で平地を 100～200m 歩いても平気ですか？
(3～4Mets) | はい | つらい | ？ |
| 12. | 庭いじり(軽い草むしりなど)をしても平気ですか？ (4Mets) | はい | つらい | ？ |
| 13. | 一人で風呂に入れますか？ (4～5Mets) | はい | つらい | ？ |
| 14. | 健康な人と同じ速度で2階まで昇っても平気ですか？
(5～6Mets) | はい | つらい | ？ |
| 15. | 軽い農作業(庭掘りなど)はできますか？ (5～7Mets) | はい | つらい | ？ |
| 16. | 平地で急いで 200m 歩いても平気ですか？ (6～7Mets) | はい | つらい | ？ |
| 17. | 雪かきはできますか？ (6～7Mets) | はい | つらい | ？ |
| 18. | テニス(又は卓球)をしても平気ですか？ (6～7Mets) | はい | つらい | ？ |
| 19. | ジョギング(時速 8km 程度)を 300～400m 歩いても平気ですか？
(7～8Mets) | はい | つらい | ？ |
| 20. | 水泳をしても平気ですか？ (7～8Mets) | はい | つらい | ？ |
| 21. | なわとびをしても平気ですか？ (8Mets 以上) | はい | つらい | ？ |

症状が出現する最小運動量 Me t s

※ Met: metabolic equivalent (代謝当量) の略。安静坐位の酸素摂取量 (3.5ml/kg 体重/分) を 1Met として活動時の摂取量が何倍かを示し、活動強度の指標として用いる。

※出典

Sasayama S, Asanoi H, Ishizaka S, Miyagi K. Evaluation of functional capacity of patients with congestive heart failure. In : Yasuda H, Kawaguchi H (eds.), New aspects in the treatment of failing heart syndrome. Springer-Verlag, Tokyo.1992. pp113-117.

身体障害者診断書・意見書（心臓機能障害<18歳以上>用）

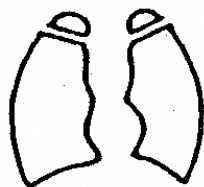
氏名	明治・大正・昭和 平成・令和	年 月 日生（ ）歳	男・女
住所			
① 障害名（部位も明記）			
② 原因となった 疾病・外傷名		交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 自然災害、疾病、先天性、その他（ ）	
③ 疾病・外傷発生年月日 年 月 日 ・ 場所			
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）			
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日			
⑤ 総合所見			
〔将来再認定（障害程度の変化の見込） 要 ・ 不要 〕 〔再認定の時期 年 月〕			
⑥ その他参考となる合併症状			
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。			
令和 年 月 日			
病院又は診療所の名称			
所 在 地			
診療担当科名		医師氏名 ㊞	
（氏名を自署する場合は、押印を不要とする。）			
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入すること。〕			
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に			
・ 該当する。 （ 級相当）			
・ 該当しない。			
注	1 障害名には現在起っている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。		
意	2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）を添付してください。		
	3 障害区分や等級決定のため、静岡県社会福祉審議会からお問い合わせする場合があります。		

(該当するものを○で囲むこと。)

1 臨床所見

- | | | |
|-----------|-------|--|
| (1) 動き | (有・無) | (10) 血圧 (最大、最小) |
| (2) 息切れ | (有・無) | (11) 心音 |
| (3) 呼吸困難 | (有・無) | (12) その他の臨床所見 |
| (4) 胸痛 | (有・無) | |
| (5) 血たん | (有・無) | |
| (6) チアノーゼ | (有・無) | (13) 重い不整脈発作のある場合は、その発作時の臨床症状、頻度、持続時間等 |
| (7) 浮腫 | (有・無) | |
| (8) 心拍数 | | |
| (9) 脈拍数 | | |

2 胸部エックス線所見 (年 月 日)



心 胸 比

3 心電図所見 (年 月 日)

- | | |
|---|------------------|
| (1) 陳旧性心筋こうそく | (有・無) |
| (2) 心室負荷像 | (有 (右室・左室・両室)・無) |
| (3) 心房負荷像 | (有 (右房・左房・両房)・無) |
| (4) 脚ブロック | (有・無) |
| (5) 完全房室ブロック | (有・無) |
| (6) 不完全房室ブロック | (有第 度・無) |
| (7) 心房細動 (粗動) | (有・無) |
| (8) 期外収縮 | (有・無) |
| (9) S T の低下 | (有 mV・無) |
| (10) 第 I 誘導、第 II 誘導及び胸部誘導 (V ₁ を除く。)のいずれかの T の逆転 | (有・無) |
| (11) 運動負荷心電図における ST の 0.1 mV 以上の低下 | (有・無) |
| (12) その他の心電図所見 | |
| (13) 不整脈発作のある者では発作中の心電図所見 (発作年月日を記載すること。) | |

4 活動能力の程度

- (1) 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こらないもの
- (2) 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの
- (3) 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの
- (4) 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし、救急医療を繰り返し必要としているもの
- (5) 安静時若しくは自己身の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は繰り返してアダムスストークス発作が起こるもの

- 5 ペースメーカ (有・無) 手術年月日 (年 月 日)
 人工弁移植、弁置換 (有・無) 手術年月日 (年 月 日)
- 6 ペースメーカの適応度 (クラスⅠ ・ クラスⅡ ・ クラスⅢ)
- 7 身体活動能力 (2未満 ・ 2以上4未満 ・ 4以上)
 (運動強度：メッツ)

※ ペースメーカ等の植え込み者について (平成 26 年 4 月 1 日から)

「6 ペースメーカの適応度」

日本循環器学会「不整脈の非薬物治療ガイドライン (2011 年改訂版)」のエビデンスと推奨度のグレードで該当するグレードを○で囲んでください。

「7 身体活動能力」(運動強度：メッツ)

該当するメッツの値を○で囲んでください。

2メッツ未満：ベッド等で安静が必要な状態

2メッツ以上4メッツ未満：平地歩行ができる状態

4メッツ以上：早歩きや坂道歩きができる状態

※ 再認定申請で、ペースメーカ等 (ICD を含む。) を植え込みした 18 歳以上の者の等級の判断
 身体活動能力 (運動強度：メッツ) により判断する。
 なお、身体活動能力と活動能力の程度は整合がとれていること。

等級	認定基準	将来再認定
1 級	○自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの ・身体活動能力が2メッツ未満	原則不要
3 級	○家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの ・身体活動能力が2以上4メッツ未満	
4 級	○社会での日常生活活動が著しく制限されるもの ・身体活動能力が4メッツ以上	

身体障害者診断書・意見書（心臓機能障害<18歳未満>用）

氏名	明治・大正・昭和 平成・令和	年	月	日生（ ）歳	男・女
住所					
① 障害名（部位も明記）					
② 原因となった 疾病・外傷名		交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 自然災害、疾病、先天性、その他（ ）			
③ 疾病・外傷発生日		年	月	日	・場所
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）					
障害固定又は障害確定（推定）					
年 月 日					
⑤ 総合所見					
〔将来再認定（障害程度の変化の見込） 要 ・ 不要 〕					
〔再認定の時期 年 月〕					
⑥ その他参考となる合併症状					
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。					
令和 年 月 日					
病院又は診療所の名称					
所在地					
診療担当科名				科 医師氏名	
(印)					
（氏名を自署する場合は、押印を不要とする。）					
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入すること。〕					
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に					
・該当する。（ 級相当）					
・該当しない。					
注意	<p>1 障害名には現在起っている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。</p> <p>2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）を添付してください。</p> <p>3 障害区分や等級決定のため、静岡県社会福祉審議会からお問い合わせする場合があります。</p>				

心臓の機能障害の状況及び所見（18歳未満用）

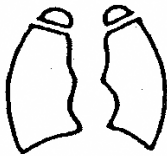
（該当するものを○で囲むこと。）

1 臨床所見

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 著しい発育障害（有・無） | (5) チアノーゼ（有・無） |
| (2) 心音・心雑音の異常（有・無） | (6) 肝しゅ大（有・無） |
| (3) 多呼吸又は呼吸困難（有・無） | (7) 浮しゅ（有・無） |
| (4) 運動制限（有・無） | |

2 検査所見

- (1) 胸部エックス線所見（ 年 月 日）



心 胸 比

- ア 心胸比 0.56 以上 （有・無）
イ 肺血流量増又は減 （有・無）
ウ 肺静脈うっ血像 （有・無）

- (2) 心電図所見

- ア 心室負荷像 （有（右室・左室・両室）・無）
イ 心房負荷像 （有（右房・左房・両房）・無）
ウ 病的不整脈 （種類 ）（有・無）
エ 心筋障害像 （所見 ）（有・無）

- (3) 心エコー図、冠動脈造影所見（ 年 月 日）

- ア 冠動脈の狭さく又は閉そく （有・無）
イ 冠動脈りゅう又は拡張 （有・無）
ウ その他

3 養護の区分

- | | |
|------------------|--|
| (1) 6箇月～1年ごとの観察 | (4) 継続的要医療 |
| (2) 1箇月～3箇月ごとの観察 | (5) 重い心不全、低酸素血症、アダムスストークス発作又は狭心症発作で継続的医療を要するもの |
| (3) 症状に応じて要医療 | |

Ⅲ 診断書・意見書記載上の留意点

身体障害者診断書・意見書（心臓機能障害<18歳以上>用）

氏名	明治・大正・昭和 平成・令和	年 月 日生（ ）歳	男・女
住所			
① 障害名（部位も明記）	心臓機能障害	心臓機能障害と記載する。	
② 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 自然災害、疫病、先天性、その他（ ）		
③ 疾病・外傷発生日	年	原因疾患名は正確に記載する。	
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）			
経過及び現症は、障害認定のうえで参考となる事項を摘記する。			
障害固定日は、手術を含む治療の要否との関連も考慮して記載する。			
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日			
⑤ 総合所見	経過及び現症からみて、障害認定に必要な事項を摘記する。		
〔将来再認定（障害程度の変化の見込） 要 ・ 不要 〕 〔再認定の時期 年 月〕			
⑥ その他参考となる合併症状	<ul style="list-style-type: none"> 手術等により障害程度に変化の予測される場合は、将来再認定の時期を記載する。 ペースメーカー等植え込みの場合（先天性疾患の場合を除く）は、植え込みから3年以内の再認定とする。 		
上記			
所在地	診療担当科名	医師氏名	印
(氏名を自署する場合は、押印を不要とする。)			
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入すること。〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する。（ 級相当） ・該当しない。			
注意	1 障害名には現在起っている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）を添付してください。 3 障害区分や等級決定のため、静岡県社会福祉審議会からお問い合わせする場合があります。		

（該当するものを○で囲むこと。）

1 臨床所見

- (1) 動き (有・無) (10) 血圧 (最大、最小)
- (2) 息切れ (有・無) (11) 心音
- (3) 呼吸困難 (有・無) 臨床所見
- (4) 胸痛 (有・無) **すべての項目を記載する。**
- (5) 血たん (有・無)
- (6) チアノーゼ (有・無) (13) 重い不整脈発作のある場合は、その発作
- (7) 浮腫 (有・無) 時の臨床症状、頻度、持続時間等
- (8) 心拍数
- (9) 脈拍数

2 胸部エックス線所見(年 月 日)



心 胸 比

異常所見を記載する。

心胸比を記載する。

3 心電図所見(年 月 日)

- (1) 陳旧性心筋こうそく (有・無)
- (2) 心室負荷像 (有 (右室・左室・両室)・無)
- (3) 心房負荷像 (有 (右房・左房・両房)・無)
- (4) 脚ブロック (有・無)
- (5) 完全房室ブロック (有・無)
- (6) 不完全房室ブロック (有第 度・無)
- (7) 心房細動(粗動) (有・無)
- (8) 期外収縮 (有・無)
- (9) S T の低下 (有 mV・無)
- (10) 第I誘導、第II誘導及び胸部誘導 (V₁を除く。)のいずれかのTの逆転 (有・無)
- (11) 運動負荷心電図におけるSTの0.1 mV以上の低下 (有・無)
- (12) その他の心電図所見
- (13) 不整脈発作のある者では発作中の心電図所見(発作年月日を記載すること。)

すべての項目を記載する。

4 活動能力の程度

- (1) 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されないもの又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こらないもの
- (2) 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは
- (3) 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの
- (4) 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし、救急医療を繰り返し必要としているもの

- (5) 安静時若しくは軽度の活動時でも頻脈発作が頻回に起こるもの又は

ICDはペースメーカーと同様に取り扱う。

・ペースメーカー、弁置換の有無を記載する。
・手術日を記載する。

5 ペースメーカー (有・無)
人工弁移植、弁置換 (有・無) 手術年月日 (年 月 日)

6 ペースメーカーの適応度 (クラス I ・ クラス II ・ クラス III)
7 身体活動能力 (運動強度：メッツ) (2未満 ・ 2以上4未満 ・ 4以上)

ペースメーカー、ICD植え込みの場合は、適応度、身体活動能力を記載する。
なお、身体活動能力と「4 活動能力の程度」は整合がとれていること。「身体活動能力質問表」をもとに判定する。

※ ペースメーカー等の植え込み者について（平成26年4月1日から）

「6 ペースメーカーの適応度」

日本循環器学会「不整脈の非薬物治療ガイドライン（2011年改訂版）」のエビデンスと推奨度のグレードで該当するグレードを○で囲んでください。

「7 身体活動能力」(運動強度：メッツ)

該当するメッツの値を○で囲んでください。

- 2メッツ未満：ベッド等で安静が必要な状態
- 2メッツ以上4メッツ未満：平地歩行ができる状態
- 4メッツ以上：早歩きや坂道歩きができる状態

※ 再認定申請で、ペースメーカー等（ICDを含む。）を植え込みした18歳以上の者の等級の判断は身体活動能力（運動強度：メッツ）により判断する。
なお、身体活動能力と活動能力の程度は整合がとれていること。

等級	認定基準	将来再認定
1級	○自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限されるもの ・身体活動能力が2メッツ未満	原則不要
3級	○家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの ・身体活動能力が2以上4メッツ未満	
4級	○社会での日常生活活動が著しく制限されるもの ・身体活動能力が4メッツ以上	

身体障害者診断書・意見書（心臓機能障害<18歳未満>用）

氏名	明治・大正・昭和 平成・令和	年 月 日生（ ）歳	男・女
住所			
① 障害名（部位も明記）	心臓機能障害	心臓機能障害と記載する。	
② 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 自然災害、疾病、先天性、その他（ ）		
③ 疾病・外傷発生年月日	年	原因疾患名は正確に記載する。	
参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）			
経過及び現症は、障害認定のうえで参考となる事項を摘記する。			
障害固定日は、手術を含む治療の要否との関連も考慮して記載する。			
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日			
総合所見	経過及び現症からみて、障害認定に必要な事項を摘記する。		
[将来再認定（障害程度の変化の見込） 要 ・ 不要] [再認定の時期 年 月]			
乳幼児期における診断又は手術等により障害程度に変化の 予測される場合は、将来再認定の時期を記載する。			
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 令和 年 月 日 病院又は診療所の名称 所在地 診療担当科名 科 医師氏名 (印) (氏名を自署する場合は、押印を不要とする。)			
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入すること。] 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する。 (級相当) ・該当しない。			
注意	1 障害名には現在起っている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)を添付してください。 3 障害区分や等級決定のため、静岡県社会福祉審議会からお問い合わせする場合があります。		

（該当するものを○で囲むこと。）

1 臨床所見

- (1) 著しい発育障害（有・無） (5) チアノーゼ（有・無）
- (2) 心音・心雑音の異常（有・無） **すべての項目を記載する。** しゅ大（有・無）
- (3) 多呼吸又は呼吸困難（有・無） しゅ（有・無）
- (4) 運動制限（有・無）

2 検査所見

- (1) 胸部エックス線所見（ 年 月 日）
 - ア 心胸比 0.56 以上 （有・無）
 - イ 肺血流量増又は減 （有・無）
 - ウ 肺静脈うっ血像 （有・無）



心 胸 比

異常所見を記載する。

心胸比を記載する。

- (2) 心電図所見
 - ア 心室負荷像 （有（右室・左室・両室）・無）
 - イ 心房負荷像 （有（右房・左房・両房）・無）
 - ウ 病的な不整脈 （種類） （有・無）
 - エ 心筋障害像 （所見） （有・無）

- (3) 心エコー図、冠動脈造影所見（ 年 月 日）

- ア 冠動脈の狭さく又は閉そく （有・無）
- イ 冠動脈りゅう又は拡張 （有・無）
- ウ その他

いずれか一つの該当項目を慎重に選ぶ。

3 養護の区分

- (1) 6箇月～1年ごとの観察 (4) 継続的要医療
- (2) 1箇月～3箇月ごとの観察 (5) 重い心不全、低酸素血症、アダムスストークス発作又は狭心症発作で継続的医療を要するもの
- (3) 症状に応じて要医療

IV 疑義解釈

質 疑	回 答
<p>1 先天性心疾患による心臓機能障害をもつ者が、満18歳以降に新規で手帳申請した場合、診断書及び認定基準は、それぞれ「18歳以上用」と「18歳未満用」のどちらを用いるのか。</p>	<p>それぞれ「18歳以上用」のものを使うことが原則であるが、成長の度合等により、「18歳以上用」の診断書や認定基準を用いることが不適当な場合は、適宜「18歳未満用」により判定することも可能である。</p> <p>(H15.2.27 障企発第0227001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)</p>
<p>2 更生医療によって、大動脈と冠動脈のバイパス手術を行う予定の者が、身体障害者手帳の申請をした場合は認定できるか。また急性心筋梗塞で緊急入院した者が、早い時期にバイパス手術を行った場合は、更生医療の申請と同時に障害認定することは可能か。</p>	<p>心臓機能障害の認定基準に該当するものであれば、更生医療の活用の有無に関わりなく認定可能であるが、更生医療の適用を目的に、心疾患の発生とほぼ同時に認定することは、障害固定後の認定の原則から適当ではない。</p> <p>また、バイパス手術の実施のみをもって心臓機能障害と認定することは適当ではない。</p> <p>(H15.2.27 障企発第0227001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)</p>
<p>3 18歳以上用の診断書の「3 心電図所見」の「シ その他の心電図所見」及び「ス 不整脈のあるものでは発作中の心電図所見」の項目があるが、認定基準及び認定要領等にはその取扱いの記載がないが、これらの検査データはどのように活用されるのか。</p>	<p>診断医が、「活動能力の程度」等について判定する際の根拠となり得るとの理由から、シ、スの2項目が加えられており、必要に応じて当該検査を実施し、記載することとなる。</p> <p>(H15.2.27 障企発第0227001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)</p>
<p>4 ペースメーカを植え込みしたもので、「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」(1級)、「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」(3級)、「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」(4級)はどのように判断するのか。</p>	<p>(1) 植え込み直後の判断については、次のとおりとする。</p> <p>「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」(1級)とは、日本循環器学会の「不整脈の非薬物治療ガイドライン」(2011年改訂版)のクラスⅠに相当するもの、又はクラスⅡ以下に相当するものであって、身体活動能力(運動強度:メッツ)の値が2未満のものをいう。</p> <p>「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」(3級)とは、同ガイドライ</p>

質 疑	回 答
<p>5 ペースメーカーを植え込みした者、又は人工弁移植、弁置換を行った者は、18歳未満の者の場合も同様か。</p>	<p>ンのクラスⅡ以下に相当するものであって、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が2以上4未満のものをいう。</p> <p>「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」（4級）とは、同ガイドラインのクラスⅡ以下に相当するものであって、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が4以上のものをいう。</p> <p>(2) 植え込みから3年以内に再認定を行うこととするが、その際の判断については次のとおりとする。</p> <p>「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」（1級）とは、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が2未満のものをいう。</p> <p>「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」（3級）とは、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が2以上4未満のものをいう。</p> <p>「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」（4級）とは、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が4以上のものをいう。</p> <p style="text-align: right;">(H15.2.27 障企発0227001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)</p> <p>先天性疾患によりペースメーカーを植え込みした者は、1級として認定することとしており、その先天性疾患とは、18歳未満で発症した心疾患を指すこととしている。したがって、ペースメーカーを植え込みした18歳未満の者は1級と認定することが適当である。</p> <p>また、弁移植、弁置換術を行った者は、年齢にかかわらずいずれも1級として認定することが適当である。</p> <p style="text-align: right;">(H15.2.27 障企発0227001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)</p>

質 疑	回 答
<p>6 体内植込み（埋込み）型除細動器（ICD）を装着したものについては、ペースメーカを植え込みしているものと同様に取り扱うのか。</p>	<p>同様に取り扱うことが適当である。</p> <p style="text-align: right;">(H15.2.27 障企発0227001号 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)</p>
<p>7 発作性心房細動のある「徐脈頻脈症候群」の症例にペースメーカを植え込んだが、その後心房細動が恒久化し、事実上ペースメーカの機能は用いられなくなっている。この場合、再認定等の際の等級は、どのように判定すべきか。</p>	<p>認定基準の18歳以上の1級の（イ）「ペースメーカを植え込み、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの、先天性疾患によりペースメーカを植え込みしたもの」、3級の（イ）「ペースメーカを植え込み、家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」及び4級の（ウ）「ペースメーカを植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」の規定には該当しないものとして、その他の規定によって判定することが適当である。</p> <p style="text-align: right;">(H15.2.27 障企発0227001号 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)</p>
<p>8 ペースメーカ等を植え込んだ後、指定医の診断書・意見書の記載が可能となる時期はいつか。</p>	<p>ペースメーカ等の植え込み手術による身体活動への影響がみられなくなった時期に診断を行う。その時期については、それぞれの事例で判断されたい。</p> <p style="text-align: right;">(H26.2.18 事務連絡 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課通知)</p>
<p>9 ペースメーカ等植え込み者の再認定は3年以内を実施することとなるが、再認定を行うことができる最短期間はどの程度か（1年程度で実施してもよいか）。</p>	<p>再認定の時期については、3年程度で状態が改善する場合が多いとの専門家の意見を受けて目安を定めたものであり、基本的には植え込みから3年経過時の直前に実施することを想定しているが、当初の認定の際に、医師の診断書・意見書で改善する時期が明らかかな場合などについては、それぞれの事例で判断の上、設定しても差し支えない。</p> <p style="text-align: right;">(H26.2.18 事務連絡 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課通知)</p>
<p>10 体内植え込み型除細動器の植え込み者で3級又は4級の認定を受けた者については、作動の度に1級認定、3年以内の再認定を繰り返し行うのか。</p>	<p>ICDの植え込み者で3級又は4級の認定を受けた者については、ICDが作動し、身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の再交付の申請があった場合は、1級と認定す</p>

質 疑	回 答
<p>11 肢体不自由などで身体活動能力（メツツ）が測れない場合は、どのように評価すればよいのか。</p>	<p>ることとなり、再交付から3年以内に再認定を行うこととなる。また、再認定において3級又は4級になり、その後にICDが作動し、再申請があった場合は同様の手続きを繰り返すことになる。</p> <p style="text-align: right;">(H26.2.18 事務連絡 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課通知)</p> <p>障害の状態によって評価が困難な場合には、植え込み後の心機能の検査所見等から類推するなど、医学的知見に基づき判断されたい。</p> <p style="text-align: right;">(H26.2.18 事務連絡 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課通知)</p>
<p>12 ペースメーカー等の植え込みから3年を経過した者からの新規申請の場合、再認定の基準を用いるのか。また、3年以内の再認定の必要があるのか。</p>	<p>ペースメーカー等の植え込みから3年を経過した者から手帳の申請があった場合については、再認定の基準を用いる。また、その場合においては、更なる再認定の必要はない。</p> <p style="text-align: right;">(H26.2.18 事務連絡 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課通知)</p>
<p>13 再認定までの間に状態が変動したとして再申請があった場合、当初予定していた再認定はどのように取り扱うのか。</p>	<p>再認定の時期までに状態が変動したとして手帳の再申請があった場合、等級の変更の有無にかかわらず、当初の予定どおり植え込みから3年以内に再認定を行うことが原則であるが、当初設定した再認定の時期と再申請の認定時期が接近しており、その間に状態の変化がないと判断される場合は、再申請に対する認定をもって再認定としても差し支えない。</p> <p style="text-align: right;">(H26.2.18 事務連絡 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課通知)</p>
<p>14 18歳以前に心疾患を発症したが、ペースメーカー等の植え込みが18歳以降の場合であっても従来どおり1級と認定してよいのか。</p>	<p>18歳未満で心疾患を発症し、その疾患を原因として植え込んだことが確認できる場合は1級と認定する。</p> <p style="text-align: right;">(H26.2.18 事務連絡 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課通知)</p>
<p>15 ペースメーカー等植え込み者は、3年以内に再認定を行うことになるが、その際に行</p>	<p>診査とは障害程度を確認するため指定医の診断を受けさせることであり、市町村は診</p>

質 疑	回 答
<p>う身体障害者福祉法第17条の2第1項の診査において、市町村は障害程度に変化が認められるかどのように判断するのか。また、診査には指定医の診断書・意見書を求めることも含まれるのか。</p>	<p>査の結果に基づき障害程度に変化が認められるか判断されたい。</p> <p>また、診査には診断書・意見書を求めることも含まれる。</p> <p>(H26.2.18 事務連絡 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課通知)</p>
<p>16 ペースメーカー等の植え込み者について、依存度（クラス）やメッツ値では3級相当の障害であるが、心臓機能障害の認定基準の1級のア（4級相当の場合は3級のア）を満たす所見が認められる場合、上位の等級に認定してよいか。また、再認定は必要か。</p>	<p>お見込みのとおり、上位の等級に認定しても差し支えない。なお、3年以内の再認定は必要である。</p> <p>(H26.2.18 事務連絡 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課通知)</p>
<p>17 ICDの作動の確認については、誤作動かどうかを含め、何をもって判断するのか。</p>	<p>ICDの作動については、ICDの記録を基に医師において確認されたい。</p> <p>(H26.2.18 事務連絡 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課通知)</p>
<p>18 ICDが作動した際の認定に当たってはメッツ値にかかわらず作動したことをもって1級と認定してよいのか。</p>	<p>認定に当たっては、ICDの作動が確認されればメッツ値に関係なく1級と認定されたい。</p> <p>(H26.2.18 事務連絡 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課通知)</p>
<p>19 両室ペーシング機能付き植込み型除細動器（CRT-D）については、どのように取扱うのか。</p>	<p>ICDと同様に取り扱いされたい。</p> <p>(H26.2.18 事務連絡 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課通知)</p>
<p>20 ペースメーカー等の植え込み者について、再認定時において医師の意見があった場合、さらに再認定を付すことは可能か。</p>	<p>ペースメーカー等の植え込み者の再認定については、ICDの作動に伴うものを除き、繰り返して再認定を行うことは想定していないが、医師の意見等があった場合には、適宜判断されたい。</p> <p>(H26.2.18 事務連絡 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課通知)</p>
<p>21 ペースメーカー等の植え込み直後で4級の認定を受けた者については、これ以上の軽度の等級になることはないことから、再認定の必要はないと考えるがいかがか。</p>	<p>再認定は障害の状態が変化することが予想される場合に実施するものであり、軽度になることが予想される場合だけでなく、重度になることが予想される場合にも実施する</p>

質 疑	回 答
<p>22 人工弁移植、弁置換に関して、</p> <p>ア 牛や豚の弁を移植した場合も、人工弁移植、弁置換として認定してよいか。</p> <p>イ また、僧帽弁閉鎖不全症により人工弁輪移植を行った場合も、アと同様に認定してよいか。</p> <p>ウ 心臓そのものを移植した場合は、弁移植の考え方から1級として認定するのか。</p>	<p>ことは考えられる。ペースメーカー等の植え込みにより4級の認定を受けた者についても植え込みから3年以内に再認定を実施されたい。</p> <p>(H26.2.18 事務連絡 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課通知)</p> <p>ア 機械弁に限らず、動物の弁（生体弁）を移植した場合も同様に扱うことが適当である。</p> <p>イ 人工弁輪による弁形成術のみをもって、人工弁移植、弁置換と同等に取り扱うことは適当ではない。</p> <p>ウ 心臓移植後、抗免疫療法を必要とする期間中は、1級として扱うことが適当である。</p> <p>なお、抗免疫療法を要しなくなった後、改めて認定基準に該当する等級で再認定することは適当と考えられる。</p> <p>(H15.2.27 障企発第0227001号 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)</p>
<p>23 本人の肺動脈弁を切除して大動脈弁に移植し、切除した肺動脈弁の部位に生体弁（牛の弁）を移植した場合は、「人工弁移植、弁置換を行ったもの」に該当すると考えてよいか。</p>	<p>肺動脈弁を切除した部位に新たに生体弁を移植していることから、1級として認定することが可能である。</p> <p>(H15.2.27 障企発第0227001号 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)</p>
<p>24 肺高血圧症に起因する肺性心により、心臓機能に二次的障害が生じた場合、検査所見及び活動能力の程度が認定基準に該当する場合は、心臓機能障害として認定できるか。</p>	<p>二次的障害であっても、その心臓機能の障害が認定基準に該当し、かつ、永続するものであれば、心臓機能障害として認定することが適当である。</p> <p>(H15.2.27 障企発第0227001号 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)</p>

質 疑	回 答
<p>25 心臓機能障害について日常的に薬物コントロールを必要とする疾病、又は薬物コントロール可能な疾病（狭心症等）に基づく身体障害者手帳申請について心電図所見欄に（有）が多く日常生活に支障があるとの診断があれば、身体障害者手帳の交付の対象者となり得るでしょうか。</p> <p>因みに狭心症については、下記のテストのうちいずれか一つを受験し、検査結果を提出させ参考とすることは適当か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発作時の心電図 ・トレッドミルテスト ・冠動脈造影検査 ・心筋シンチグラム 	<p>認定基準に該当する場合は対象として差し支えないものである。</p> <p>なお、後段の検査結果については、認定基準に記載された事項を満たすものであれば参考となると考える。</p> <p style="text-align: right;">(S60. 5. 22 全国係長会議回答)</p>
<p>26 現行の認定基準では、心電図所見に該当する項目がなく、活動能力は重篤であっても、非該当となるケースが多い。</p> <p>これらの中には、近い将来に外科的手術を必要とする場合が多く、実際に術後の状況を紹介すると、心臓の機能に異常が確認されている。</p> <p>ついては、心臓機能障害の認定基準について、近い将来に外科的手術を必要とする者が該当するよう、拡大を図られたい。</p>	<p>関係学会等の意見をも聞きつつ今後の検討課題としたい。</p> <p>具体例があれば、個々のケースとして審査部会に諮る道はある。</p> <p style="text-align: right;">(S63. 6. 10 全国係長会議回答)</p>
<p>27 上向大動脈及び大動脈弓に動脈瘤があり、心電図所見等において該当項目が認められても、心臓機能障害の対象とはならないのかご教示願います。</p> <p>昭和53年12月27日付社更第146号通知にて心臓機能障害として認定の対象となるのは、心臓そのものの機能障害及び心臓に直接影響を及ぼすと思われる上向大動脈及び大動脈弓部に起因する機能障害に限られるものであって、解離性大動脈及び大動脈瘤に起因するものにまで拡大することは考えていないとの見解が示されているが、この見解は大動脈瘤に起因するもの</p>	<p>大動脈弓部（上向大動脈）までは心臓の一部と見なされ、その障害は心臓機能障害の認定の対象となりうる。ただし、客観的所見を示すことが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(S63. 6. 10 全国係長会議回答)</p>

質 疑	回 答
<p>全てが心電図所見等にかかわらず認定対象にならないのか、上向大動脈及び大動脈弓部にあるものは対象となるのかご教示いただきたい。</p> <p>28 狭心症を原因とする心臓機能障害については、障害の原因が狭心症のみであることをもって一律に却下すべきでしょうか、それとも心電図等客観的所見が基準に該当していれば手帳交付の対象とすべきでしょうか。</p> <p>29 心臓移植後の心臓機能障害について、抗免疫療法を必要とする期間中は、抗免疫療法を実施しないと仮定した場合の状態をもって障害程度を認定するものと考えてよろしいか。</p> <p>30 (質疑) 1において、新規で手帳申請した場合の取扱いについて示されているが、再認定の場合における診断書や認定基準も同様の取扱いとなるのか。</p>	<p>心電図等客観的所見が認定基準に該当する場合は対象として差し支えないが、診断書の記載に当たっては狭心症を起こすに至った現症を明記すること。</p> <p>(H1.6.13 全国係長会議回答)</p> <p>症例は抗免疫療法を必要とする期間中、1級として認めてさしつかえない。(ただし、抗免疫療法終了後に再認定することとされたい。)</p> <p>(H11.8.30 障企発第53号 厚生省 障害保健福祉部企画課長通知)</p> <p>同様である。</p> <p>(H15.2.27 障企発第0227001号 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)</p>

身体障害者福祉法第 15 条
指定医師の手引《 心臓機能障害編 》
平成 26 年 4 月認定基準改正対応

編集 静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課
〒420-8601
静岡市葵区追手町 9 番 6 号
(電話番号) 054-221-3686、3354